

市 長

## 2022 年度当初予算編成方針

### 1 予算編成にあたって

「第六次須坂市総合計画・前期基本計画 [2021-2025 年度]」及び「須坂市まち・ひと・しごと創生総合戦略 [2021-2025 年度]」に掲げる各施策を着実に進めるとともに、国際目標（SDGs）達成に向けた取り組みを一層加速させる。

また、後述する国・県の動向及び本市の財政状況を踏まえ、次の（１）から（６）の事項を重点に取り組み、「課題発見解決型行政」を更に前進させる予算とする。

#### （１）2022 年度における重点的な取り組み

- ア 感染症に対し強靱で安心できる経済社会の構築
- イ 須坂長野東インター周辺の開発
- ウ 子育て就労総合支援センター事業の推進、子どもは宝プロジェクトの推進
- エ 「まるごと博物館構想」の推進
- オ 「恋人の聖地」広域連携共同事業の推進
- カ 笑顔とあいさつの地域づくり

#### （２）安心・安全なまちづくりの推進

令和元年東日本台風災害を教訓に、防災・減災対策の強化に取り組む。また、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトのソフト対策の一つに位置づけられている「コミュニティタイムライン」の策定にも取り組む。

#### （３）ユニバーサルな視点にたった予算

「ユニバーサル」という言葉には「世界的な」、「すべてで通用する」といった意味があり「多くの人に共通している見方」を相手に伝える場合に用いられる。本市には、障がい者の社会参加や多様性を認め合う人権教育の推進など、ユニバーサルな土壌が既に育まれている。このような「世界標準」となった施策を確実に予算へ反映させる。

#### （４）デジタル・ガバメントの確立を目指す予算

国及び地方が抱える社会問題の解決や経済成長を目的に、国では 2021 年 9 月に「デジタル庁」を発足し、官民挙げて「我が国全体を作り変えるくらいの覚悟で取り組む」としている。本市においても、新たな ICT 技術を積極的に利活用し、効率的な

行政運営をするとともに、市民が便利で快適な生活をおくれるまちを目指して、“誰一人取り残さない“人に優しい”「デジタルファースト宣言」を行ったところである。時代に合わなくなった仕組みを転換し、ポストコロナに向けた動きを一気に加速するため、あらゆる問題解決に向けて積極的にチャレンジする予算とする。

#### (5) 市民ニーズへの対応と健全財政堅持の両立を図る予算

2020 年度決算では、市民一人当たり市税収入は県内 19 市中 17 番目と低位であり、依然として財政基盤は脆弱である。また、財政の健全化判断比率である実質公債費比率（9.3%）は県内 19 市中、良い方から 16 番目、将来負担比率（19.1%）は同 7 番目となっている。両比率ともに早期健全化基準を大きく割り込んでおり、健全財政を維持できているものの、今後は公債費の増加や基金残高の減少等により、両比率とも一時的に上昇が見込まれることから、更なる経常経費の見直しが必須である。

また、少子高齢化の進展や生産年齢人口が減少していく中で、何も手を打たなければ歳入は減少し、歳出が増大となることは明白である。多様化する市民ニーズに予算を配分するためには、優先順位に基づき費用対効果の高い事業を厳選するなど賢い支出を行い、財政の体質改善にこれまで以上に取り組み、健全財政を堅持していかなければならない。

#### (6) 時代認識等を具体化する予算

「税や保険料を負担する人が減り、サービスを必要とする人が増える」という社会の到来を受け、次に掲げる市の時代認識等を踏まえた予算編成を行う。

◇市民との共創、自助、共助、公助を明確化。

◇将来世代に負債を負わせないで、持続的発展を須坂市がするために、「求める」から「分かち合い（愛）、与え合い（愛）、譲り合い（愛）」の社会の実現。

◇真に必要とされる事業の実施と施設の整備。あれば便利だが、なくても大きな支障のない我慢のできるものは十分検討。

◇新しいものよりも、今あるものを大切にし、磨く。施設の長寿命化、維持管理の時代。ランニングコストにも注意する。

◇既存施設の活用、観光振興、行政施策の運営など、一層の広域連携が大切になる一方、本格的な地域間切磋琢磨の時代。

◇デジタル化による市民サービスの向上と職員の事務の効率化、働き方改革。

◇徹底した財源確保、職員のチャレンジ意欲の向上を支援。

◇教育、産業など成長分野への投資と社会的要支援者へ配慮。

## 2 経済情勢と財政の見通し

### (1) 経済の状況

政府が発表した 9 月の月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているもの

の、このところそのテンポが弱まっている」とし、GDPの約60%を占めるといわれる個人消費についても、「弱い動きとなっている」としている。先行きについては、「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」としている。

また、関東財務局長野財務事務所が8月に発表した「最近の県内経済情勢」では、「県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるなか、一部に弱さがみられるものの、持ち直しつつある」としている。

本市が実施した4月～6月期の企業動向調査（市内製造業99社）では、業況判断指数DIの平均が8.3ポイントで、前期調査結果（1月～3月 3.8ポイント）と比較して4.5ポイント好転している。

## （2）国の財政

6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太方針2021）」では、コロナ禍の世界経済において、単なる景気回復に留まらない大きな変化が発生しているとし、内外の変化を捉えて構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作るため、「グリーン社会の実現」「官民挙げたデジタル化の推進」「日本全体を元気にする活力ある地方創り」「少子化の克服、子どもを産み育てやすい社会の実現」を「成長を生み出す4つの原動力」として推進するとしている。また、経済・財政の一体改革では「経済あつての財政」の考えの下、デフレ脱却・経済再生に取り組み、実質2%、名目3%程度を上回る成長、600兆円経済の早期実現を目指すとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化を堅持するとしている。

## （3）地方財政

総務省は、2021年度地方交付税の概算要求の考え方として、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。なお、この概算要求は仮置きの数であり、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整するとされており、自主財源の乏しい本市では、今後の国の予算編成及び地方財政対策の動向等によっては、更に厳しい財政運営を強いられる可能性もある。

## （4）須坂市の財政

2021年度の市税及び普通交付税は、当初予算編成時における見込額を確保できる

見通しではあるものの、財源不足を補うため未だ5億円を超える財政調整基金の取り崩しを余儀なくされており、残念ながら収支均衡の財政運営には至っていない。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しているなか、一部で景気の持ち直し感があるものの、今後の財政運営への影響も懸念される。

一方、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策として、国の交付金を活用した、市独自の感染症拡大防止や緊急経済対策などに取り組んできたところである。

2022年度の市税収入においては、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、インター周辺開発に伴い順次宅地課税へ変更されることにより、固定資産税が増額となることから、市税収入全体では、2021年度決算見込みに対して約8,000万円（約1.4%）の増を見込んでいる。また、地方交付税については、総務省の概算要求（地方財政収支の仮試算）で前年度対比0.4%の増、臨時財政対策債は同40.2%の減とされており、本市における基準財政需要額の推計等から、臨時財政対策債を含めた総額では2021年度決算見込みに対して約3億8,000万円（約6.5%）の減を見込んでいる。

歳出では、令和元年東日本台風に伴う災害復旧費の財源として発行した市債が償還開始となるほか、少子高齢化に伴う扶助費（社会福祉費など）といった義務的経費が増加傾向にある。また、団塊世代の後期高齢者入りで介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金も増加するほか、「ポストコロナ」を見据えた新たな時代にも対応していかなければならない。

このため、以下の点に留意のうえ予算要求を行うものとする。

### 3 予算要求にあたっての留意事項

#### （1）予算要求の観点

- ア 第六次須坂市総合計画・前期基本計画及び「ユニバーサルな視点」に沿った要求。
- イ 4者（市民・企業・活動団体・行政）共創によるまちづくりとその視点。
- ウ 新たな社会情勢（ポストコロナ）に対応した事業の選択と集中。
- エ 緊急性、必要性、効率性（デジタル化）、費用対効果などを考慮した優先順位。
- オ 経常経費であっても内容や実施方法を常に見直し、ランニングコストを削減。
- カ 固定概念・先入観を打破し、「できないではなく、できる方法」を考える。
- キ 職員のワークライフバランス（働き方改革）を実現する事業量の見直し。
- ク 工夫した予算編成（ゼロ予算事業の推進など）。

#### （2）収支均衡型の財政構造の確立

##### ア 歳入の確保

- （ア）市税等の収入未済額については、平成24年度に策定した「須坂市滞納整理対策チャレンジプラン」による取り組みの結果、策定前（平成22年度）の収入未済額（約12億円）に対し、2020年度決算では約2億3,000万円まで圧縮されており、監査委員からも高い評価をいただいたところである。引き続き、「須坂市市税等滞納整理推進本部」において設定された目標値の達成に向け市税等の徴収対策の強化を推進し、収納額の向上を図ること。また法令、条例等に基づき適正

な債権管理に努めること。

- (イ) 国・県の制度的確な把握や公募型事業などの各種助成制度などを積極的に活用し、「徹底した」財源の確保を図ること。なお、産学官共創事業など民間からの提案については、提案内容を積極的に検討すること。
- (ウ) 市有財産の有効活用に努めるとともに、今後活用見込のない財産の洗い出しを進め、積極的に処分すること。
- (エ) わずかであっても、広告料収入など新たな自主財源の開拓に取り組み、予算に反映すること。
- (オ) 後年度の過重な財政負担とならないよう、市債の活用については慎重に検討すること。なお、交付税措置のない市債は原則活用しないこと。

#### イ 歳出の改革＝「最少の経費で最大の効果」「止める勇気」

- (ア) 真に必要性、緊急性の高い事業なのかを原点に帰って再考し、厳選すること。また、事業の優先順位をつけて、予算配分の重点化、効率化を推進すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのイベント等を中止又は延期等としているが、ポストコロナを見据え、改めて事業の目的や効果等を十分に検証したうえで予算要求すること。

- (イ) 行財政改革を率先して行う勇気をもって、積極的な事業の廃止、縮小及び業務の外部委託を推進すること。
- (ウ) 財政の健全化には経常経費の検証が不可欠である。人件費、物件費、補助費などの経常経費についても、見直しと効率化による削減を行うこと。
- (エ) 時間外勤務時間の削減については、「部局内枠配分方式」により引き続き取り組むこと。また、正規職員はもとより任用制度が見直される会計年度任用職員についても、業務内容や仕事の進め方の見直しによる業務の効率化を図り、任用する人数を精査し最低限の配置とするとともに、雇用時間の削減を図ること。
- (オ) 旅費・需用費及び郵便料・電話料については、引き続き枠配分とする。その他の経常経費も含め、不足が生じた場合には部内で調整すること。
- (カ) 市債同様、債務負担行為の設定は慎重に行うこと。
- (キ) 電子申請システムの活用により、積極的にデジタル化を行うこと。(例) アンケート調査、申請方法

#### (3) 新規・拡大及び廃止・縮小事業の取り扱い

新規・拡大事業については、事業の目的、事業の目標、事業の効果、優先順位、ランニングコストなどの将来負担などを十分検討し、真に必要な事業のみを要求すること。また、原則として、新規事業には事業の終期（原則３年間）を設定し、目標を達成した場合又は効果が低い場合には事業を終了すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の２年間未実施等になっている事業については、積極的に事業の廃止・縮小を検討することとし、廃止・縮小するものは別紙「予算編成要領」に定める調書を提出すること。

#### (4) 特別会計・企業会計

特別会計、企業会計については、一般会計に準じ、歳入の確保と経常経費の削減を図る中で編成すること。

#### (5) その他

ア 事業目的、達成目標、費用対効果を見据えて計上すること。

イ 国の「成長を生み出す4つの原動力」に掲げた取り組みや、地方創生、防災・減災、国土強靱化の推進、子育て支援のほか、2021年度補正予算の編成など、国・県の動向について積極的な情報収集に努めること。

ウ 新たな事務事業が発生するものにあっては、その必要性について十分検討するほか、廃止又は縮小となる補助事業については、安易に市単独事業として継続せず事業を廃止又は縮小すること。

エ 条例改正等で予算を伴うものについては、改正と同時に予算計上すること。

また、単年度で終了するものを除き、要綱等が整備されていない補助金については、予算計上と同時に法規担当者と協議・調整のうえ整備すること。

オ 公共施設の維持管理については、須坂市公共施設等総合管理計画により、効率的な活用（利用者増とアンケートによる改善）と経費の節減に努めること。なお、事業の民間委託、公共施設の民間移譲や指定管理者制度の導入についても検討を行うこと。また、指定管理者制度における委託料の増額要求があった場合には、本当に見直しが必要な理由があるか十分精査を行い、管理者と協議を整えた上で予算計上すること。

カ 市の予算が地域経済の活性化にも繋がることから、市内企業への発注や早期の予算執行について、予算編成の段階から意識すること。

キ 市民ニーズの多様化に伴い、関係部課間の調整を要する施策については、必ず計画段階から緊密な連絡調整を行い一層の事業効果の向上を図ること。

以上の方針を十分理解され、別紙「予算編成要領」により予算編成に努められたい。  
以上、財務規則第9条の規定により通知する。